

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</p> <p>VII-2 業務の適切性（投資助言・代理業） (略)</p> <p>VII-2-1 投資助言業に係る業務の適切性</p> <p>VII-2-1-1 法令等遵守態勢</p> <p>投資助言業者（金融商品取引業者のうち、投資助言業（金商法第2条第8項第11号に規定する業務をいう。VIIにおいて同じ。）を行う者をいう。VIIにおいて同じ。）は、顧客に対して有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関する情報を提供することにより、当該顧客の財産形成に寄与すべき役割を担っている。このことから、投資助言業者には顧客の利益を第一に考えて忠実にその業務を行うことが求められており、高い自己規律の下で健全かつ適切に業務を運営する必要がある。</p> <p>こうした投資助言業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはIII-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p> <p>（新設）</p> <p>（以下略）</p>	<p>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</p> <p>VII-2 業務の適切性（投資助言・代理業） (略)</p> <p>VII-2-1 投資助言業に係る業務の適切性</p> <p>VII-2-1-1 法令等遵守態勢</p> <p>投資助言業者（金融商品取引業者のうち、投資助言業（金商法第2条第8項第11号に規定する業務をいう。VIIにおいて同じ。）を行う者をいう。VIIにおいて同じ。）は、顧客に対して有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関する情報を提供することにより、当該顧客の財産形成に寄与すべき役割を担っている。このことから、投資助言業者には顧客の利益を第一に考えて忠実にその業務を行うことが求められており、高い自己規律の下で健全かつ適切に業務を運営する必要がある。</p> <p>こうした投資助言業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはIII-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p> <p><u>（注）発行者のために、有価証券を顧客に取得させる意図又は目的等をもって当該有価証券の商品内容等を説明する場合は、有価証券の募集又は私募の取扱いを行うものとして第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当することに留意する必要がある。例えば、具体的な有価証券の商品内容等を説明するとともに、発行者等から顧客による当該有価証券の取得と連動して支払われる報酬を直接又は間接的に受け取っている場合は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当することに留意する必要がある。</u></p> <p>（以下略）</p>